

第6章 イタリアにおける大学教授職の資格と任用

児玉 善仁
(帝京大学)

はじめに

本稿は、現在のイタリアにおける大学教員の職階・資格・任用などに関する実態を報告するものである。

イタリアでも、この30年ほどの間に急激な大学制度改革がおこなわれてきたし、現在も改革が進展中である。そのため、年々大学の組織や機能が大きく変化しつつあり、その推移を把握しない限り改革の現状を正當に位置づけることはできない。

そこで、まずは大学を含む高等教育制度、大学行政組織、大学評価組織、大学運営組織、大学教育課程などについて、これまでの改革を背景にした現状を整理した後で、大学教員の職階構造と年齢構成、資格と任用方法、地位と職務、給与について論述し、最後に、これらの問題を中心に、現在進行中の大学改革の意義と課題について論及したい。

1. 高等教育制度の概要

この数十年來、高等教育システムは拡大してきており、2009-10 学年度の段階では、高等教育機関として位置づけられているものは95校である。このうち国立の大学組織が61校、法的に承認された私立（非国立）大学が28校、残り6校は特殊高等教育機関である。

(<http://statistica.miur.it>)

国立大学には、国立大学(Universita' statali)、国立大学校(Istituti universitari statali)、総合技術大学(Politecnici)、外国人大学(Universita' per stranieri)がある。

法制上は非国立大学と表記される実質的な私立大学には、私立大学(Libere Universita')、私立大学校(Istituti universitari liberi)、IT通信大学(Universita' telematiche)、外国人大学がある。

特殊高等教育機関は、高等師範研究系大学(Scuola Normale Superiore)などである。

ただし、芸術と音楽に関しては、アカデミーやコンセルヴァトーリオと呼ばれる学校が129校あり、「芸術・音楽高等教育 L'alta formazione artistica e musicale、AFAM」として、大学とは別に高等教育制度に重要な位置づけがなされている。

イタリアの高等教育組織は、基本的に国立大学を中心に構成されてきており、近年になってようやく法的に承認された私立大学が増加した。これらの私立大学は、国家より部分的な財政援助

を受けているが、学生数は全体の6%ほどを占めているに過ぎない。

この私立大学の中でも、近年は、2003年のMoratti-Stanca令によって承認された私立のIT通信大学の増加に着目される(2009年度、11校)。ただ、この新しい高等教育機関で学ぶ学生の割合も、全体の1%にも満たず、大きな役割を果たしていない。

その意味で、依然として国立大学中心の高等教育制度を維持している。

厳密な意味での大学以外の高等教育機関として、着目すべきは、高等師範系の教育機関と芸術・音楽系高等教育機関である。上記の統計では、国立大学に分類されている高等師範系高等教育機関は、パリの高等師範をモデルに作られたピサのScuola Normale Superioreを筆頭に、パヴィア、トリエステ、ルッカ、フィレンツェに置かれると共に、同じピサに高等研究大学(Scuola di Studi Superiori Universitari e di Perfezionamento di S. Anna)も設置された。これらの高等教育機関は、フランスのグランド・ゼコールを模倣し、教員養成を行うだけでなく、高度な研究活動と3サイクルの教育を提供している。

芸術・音楽系の高等教育を提供している上述のAFAM機関には、国立アカデミー20校、法的に承認された私立アカデミー26校、音楽学校(Conservatori)57校などが含まれる(*L'universita' in cifre*, MIUR)。これらの高等教育機関には、後期中等教育のディプロマを得ていれば登録することができ、そこで得られる学位も大学の学位と同等に位置づけられている。したがって、基本的に日本のような音楽大学・音楽学部や芸術大学・芸術学部というものはない。

また、これもフランスの制度をモデルにしたものと考えられるが、1999年に導入された高等技術教育(IFTS)は、1年から2年間の教育によってspecializzazioneの学位(diploma)を得ることができ、労働界の需要に急速に対応するものとされた。しかし、この制度は必ずしも成功したとは言えず、より専門的な課程の導入などが検討されている(Trombetti, p.39)。

2. 高等教育行政における主要組織

かつては、高等教育と初中等教育は別の省によって管轄されていたが、1999年以降は、「教育・大学・科学研究省(Ministero dell'Istruzione, dell'Universita' e della Ricerca Scientifica、略称MIUR)」に一元化されている。本省の目的には、大学と大学レベルの高等教育機関の発展の推進、予算配分の振り分け、大学の教育内容の国際的かつ共通の基準の実現、大学制度の国際的統合とヨーロッパの調和、大学自治の完成、国際計画への参加の協同、大学教育へのアクセスへ条件の合理化、専門職や行政職へのアクセスに関わる活動など、が大学教育に関わる目的としてあげられ、科学技術研究に関わる政策として大学と研究機関の共同推進などもその目的とされている。

この「文科省」大臣の諮問機関として 1997 年 12 月に設置されたのが、「大学審議会 (Consiglio Universitario Nazionale, 略称 CUN)」で、イタリアの大学の代表から選出された委員によって構成され、大学政策全般について諮問している。

これと並んで、大学行政に大きな影響力を持っているのが、「大学学長会議 (Conferenza permanente dei Rettori delle Università italiane, 略称 CRUI)」である。国立大学のみならず私立大学の学長によっても構成される独立した組織であるが、以下の目的を持つ。まず、大学制度上の問題を考究して、政府当局や議会にその必要性を表明すること、次いで、大学教育の状況や大学発展の見通しに関する意見の表明、外国の高等教育組織との関係を通じて大学の主導性を推進することなどである。

また、「文科省」が意見を聴取する組織として、後述する「大学生国家評議会 Consiglio nazionale degli studenti universitari, CNSU」があり、大学教育に対する学生の意見を反映するシステムが構築されている。(以上、Rossi, p.68, Gentile, p.83, Capano 2000 p.38 以降)

さらに、次節で述べるように、近年は大学評価組織が設置拡充されている。

3. 大学評価組織

最初の大学評価のための国家組織は、1993 年の 537 法によって 2 年後に設置された「大学評価観察機構 Osservatorio nazionale per la valutazione del sistema universitario」である。このとき同時に、各大学にも当該大学の教員と外部委員によって構成される評価組織が作られることになり、その各大学の組織を統轄する目的をこの国家組織が持つこととなった。その構成は、「大学審議会」から 1 名、「大学学長会議」から 1 名、文科省が選んだ学界以外の 2 名を含む 3 名、の計 5 名によって構成された。

しかし、大学大衆化の進展に伴う教育システムの見直しなどに影響されて、1999 年の 370 法によって翌 2000 年に、この「大学評価観察機構」は名称が改められ、「大学評価国家委員会 Comitato nazionale per la valutazione del sistema universitario, 略称 CNVSU」となった。その目的には、大学評価の一般的基準の策定、大学評価についての年報の企画、評価の方法と実際についての実験、適用、普及の促進などが挙げられている。また、同じ 1999 年には、この「大学評価国家委員会」に加えて、研究生産の評価をおこなう「研究評価委員会 Comitato di indirizzo e valutazione della ricerca, CIVR」が設置された。

ことに、2001 年以降は「大学評価国家委員会」の提案で、新設課程については認証方式が採られることとなり、最低必要教師数、学生数の上下限、教室数、図書館などについて定めた最低要求条件(requisiti minimi)を充足することが必要となった。

また、研究評価に関しては、「研究評価委員会」によって教員の3年ごとの学術生産の評価がおこなわれるようになった。この学術生産の推進のためには、評価に基づいた財政保証のための新しい政策、「国家的利益研究計画 Progetti di ricerca di interesse nazionale, PRIN」が文科省によって推進されている。

そして、2006年11月に、上記の二つの組織が合併されて、評価を通じて研究と教育の推進を図る「大学・研究評価独立機構 Agenzia nazionale di valutazione del sistema universitario e della ricerca, ANVUR」となった。「国立」と銘打ってはいるが、法人格を持つ独立組織である。一人の機構長、研究・高等教育の有識者から選ばれた7名からなる運営評議会、会計監査官の団体によって構成されている。各大学の評価組織は、5名から9名の委員からなり、教育課程、学生、教職員、財政状況などについて「大学・研究評価独立機構」に報告することになっている。(以上、Trombetti, p.73, Capano 1998 p.266, Gentile, p.82, Rossi, p.44)

4. 大学の運営組織と教育研究組織

大学の自治は、憲法第33条によって規定され、1989年5月の168法によってその詳細が定められた。そこでは、学長の発令によって公布された「規約」と「規則」が、大学の統治機関と教育・研究の構造を組織化することになっている。

一般に、学長は大学の法的な代表者として、4年ごとに正規教員の中から選出され、大学の構造や機能や規律の監督、対外的協同の同意、教育研究活動の計画などを、大学の運営機関を通じておこなう。大学内部の主要な運営機関は、三つある。

まず、「大学理事会(Senato accademico)」。これは、学長、学部長、規約規定に従って選出された研究員、学生、職員の代表によって構成され、大学の活動の一般的方向を定め、運営の計画を決定する。大学の諸規則を承認し、教育活動を調整する。大学自治の計画、統制などの諸権限を行使する。

次いで、「運営評議会(Consiglio di amministrazione)」が、学長、副学長、事務長、教員の代表、技術・事務職の代表、学生の代表、「文科省」と地域の代表によって構成される。これは、主として財源の捻出や経済的・財政的管理をおこなう機関であるが、事務職員・技術職員の運営、管理・運営に関する諸規則の承認などもおこなっている。

第三に、「学生評議会(Consiglio degli studenti)」が挙げられる。大学の様々な組織から選出された学生の代表によって構成され、勉学の組織や権利など学生に直接関わる問題についての提案や確認の機能を果たしている。国家レベルでは、1997年に「学生国家評議会(Consiglio Nazionale degli Studenti Universitari, 略称 CNSU)」が、「文科大臣」に教育や学生の状況に

関する意見をとりまとめて提案する学生代表による諮問機関として設置された。(以上、Rossi, p.84 以降)

大学の目的である教育と学術研究は、個々の大学の内部組織である、学部 (facolta')、学科 (dipartimento)、研究所 (istituto)、サービス・センターなどを通じておこなわれる。

学部は、大学における教育活動のための基本組織で、特定の教育分野にかかわる学科目をグループ分けして、勉学課程に組織化し教員を配置する。その意味で、この組織は教育組織である。学部は学部長によって学部評議会を通じて統括される。学部評議会は、学部長、常勤教授、特任教授 (fuori ruolo)、研究院の代表、学生代表によって構成され、学部のあらゆる事項について規定する。

この学部に対して、基本的に研究組織として位置づけられるのが学科である。学科は同じ目的と方法を持つ学問分野のセクションであり、研究活動を組織化すると共に、複数の学部に関与してその教育活動も組織化している。研究所は類似学問分野をグループに分けて、教育と研究をおこなう組織である。

このように従来は、教育組織としての学部と研究組織としての学科を中心として大学が構成されてきたが、現在進行中のジェルミーニ改革では、学部組織の解体と再編を規定しており、本年7月までに各大学は新たな規約を作成して、大学組織の再編を図ることになっている。これが実現すると、学部組織が消滅して学科組織がそれに取って代わり、学科組織が大学の中心組織になる。この改革の現状に関しては、後述する。

5. 大学の教育課程・・・ボローニャ・プロセスの動向

イタリアは、ボローニャ宣言のお膝元であるだけでなく、それに先立つ1998年のソルボンヌ宣言の署名国であり、ボローニャ・プロセスの先導的役割を果たしてきた国の一つである。

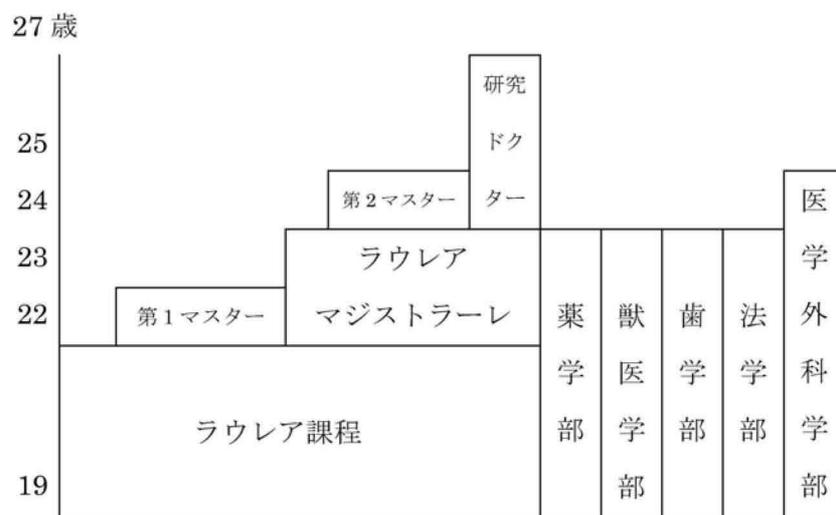
しかし、ボローニャ宣言の会議開催国であるにもかかわらず、イタリアの大学の側の反応は鈍く、学術団体も新しい秩序への取り組みを積極的におこなおうとはせず、大学や学会や社会は一般に無関心であった。むしろ、ボローニャ・プロセスに積極的に参加して、イタリアの高等教育を再組織化しようとしたのは、政府や文部行政の側であった。(Trombetti, p.40)

本来、イタリアの大学教育は、エリート養成という歴史的な目的を維持し、高度な研究・教育の連携を図ろうとしてきた。他国においては大卒後教育レベルの課程を、大学教育としておこなってきたという自負に支えられていた。その結果、大学の大衆化などからくる多様な要求への対応を怠り、ヨーロッパでも脱落者の最も多い高等教育制度を維持してきた (Capano 1998 p.119, 2000 p.29)。

このため、行政当局は、まず3年間で取得できる短期学位(diploma)の課程(1990年制定、1992年施行)を導入すると共に、チューター制度も制度化して、全体的な教育内容の決定に関する自治権も各大学に付与してきた。しかし、労働界の要求に応じる目的を持ったこの短期学位は、大学入学資格であるマトゥリタを得てすぐに、正規の学位(laurea)課程か短期学位課程かの選択を学生に強要する点などが批判されたが、科学・技術分野などでは労働界に直結するものとして一定の成功を収めた。他方で、法律や行政分野においては、資格に直結しない低い評価しか与えられなかった。さらに、大学の教員の側が大学教育の伝統的な高度性を重んじて、これを評価しなかったため、短期学位課程の登録者は全体の10%を超えることはなかった。

このような状況の中で、1999年のボローニャ宣言に則った改革が、同年に即座におこなわれた。とりわけ、「ヨーロッパ高等教育圏(EHEA)」をめざす大学の学習サイクルの改革は、同年509省令(大臣O.Zecchino)で導入され、2001/2学年度からイタリアのすべての大学に適用された。つづいて、2004年の施策270省令(大臣L.Moratti)によって部分的に改訂され、それによって2010/11年度までに学習課程の改革が大学に課せられた。(Trombetti, p.42)

図1 大学系統



* Trombetti, p.43

これは、通常ボローニャ・プロセスで3+2サイクルと呼ばれる共通の課程で、登録学生は3年間の学習を終えるとラウレア学位(laurea)を取得できる。そして、そのまま就職するか、その後の2年間の専門学位(laurea specialistica、2004年以降はlaurea magistrale)を得られる課程に進学できる。専門課程は、これ以外にも、laurea specialisticaの後の一年間の課程の最後に得られ、特別の専門職活動に要求される知識能力を与える目的を持つ専門ディプロマ課程(diplomi di

specializzazione) と、科学的完成と高度な養成を目指す 1 年の課程の最後に得られるマスター学位 (diploma di master) の課程がある。マスター課程は、3 年のラウレアが必要なレベル I と、専門学位を必要とするレベル II のものがある。さらに、専門課程の後には 3 年間の研究ドクター課程 (dottorato di ricerca) が設置されている。従来は存在しなかった研究ドクター課程で学び、研究ドクター学位を取得することは、大学教員任用のためのコンコルソへの応募資格に今後はなっていくものと思われる。

この学習サイクル改革は同時に、従来型の所定科目の試験合格を前提としたラウレア取得を改めて、「ヨーロッパ・クレジット互換システム (ECTS)」を導入した。ラウレア取得のためには、計 180、年 60 クレジットの取得が必要である。専門学位のためには、120 クレジット以上が要求される。1 クレジットは講義、試験、個人学習などの 25 時間に相当する。(拙稿参照)

ただし、専門職分野である医学・外科学、獣医学、薬学は、第一レベルの学位の取得は定められていない。これらの課程は「統一サイクル Ciclo unico」として規定され、五年間で 300 クレジットが取得されることになっているか、医学・外科学の場合は六年間で 360 クレジットになっている。法学に関しては、法曹養成における課程を長くすべきという批判に応えるために、2004 年の改正によって、その養成課程を統一サイクルの課程に含めることとなった (Trombetti)。

以上の制度改革は、職業構造に合わせた改革としては一応の成功を収めているとあって良い。たとえば、1995 年の段階では、ラウレア取得者の 3 年後の就職率は 7 割程度であった。これは大学の大衆化によって従来の伝統的な労働市場が大学修了者を吸収できなくなっていたからであるが、3+2 サイクルの導入によって大学教育を一般労働市場と専門職市場に従来よりも適合させることが可能となった。そのため、大学登録者数は 1990 年代には漸減傾向にあったが、2000 年以降は増加に転じ、その増加は 3 年間のラウレア課程の登録者によるものであった。そして、1999 年のラウレア取得者の 3 年後の就職率は 88.5% と増加した (*Annuario statistico italiano 2004*)。その意味で、広く一般的に人材の質をたかめる中等後教育の提供という目的や、それと区別されるより質の高い専門職の養成教育という高等教育の目的に対応するものであったと言えるのである (拙稿, p.408)。

改革の効果は、就業面のみならず、教育の面においても現れた。従来イタリアの大学の顕著な特徴であった中途放棄者率の高さは、Miur のデータによると、第一年次から第二年次の間率が、1998/99 の 21% から、2007/08 の 18% に僅かとはいえ減少はした。また、ラウレア取得率に関しても、以前は規定の 3 年間で取得できる者の比率が 10% 以下という低い水準であったものが、40% を超えるようになった (Cammelli, p.27)。

しかし、改善されたとはいえ、依然として半数以上の者が 3 年間でラウレア学位を取得してい